

千葉市広報紙編集委員会設置要綱

(設置及び目的)

第1条 広報紙「全市版」と「区版」を密接に連携させ、円滑かつ効果的な情報の提供を行うため、千葉市広報紙編集委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- (1) 委員長は、広報広聴課長をもって充てる。
- (2) 副委員長は、広報班長をもって充てる。
- (3) 委員は、広報広聴課区版編集担当者及び各区役所総務課の区版編集担当者をもって充てる。

(会議)

第3条 委員会は委員長が招集する。

- (1) 委員会は、毎月1回開催することを原則とし、委員長が必要と認める場合は適宜開催できるものとする。
- (2) 委員は、委員会に出席できないときは、代理の者を出席させることができる。

(協議事項)

第4条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 広報紙の企画に関すること。
- (2) 広報紙の当月分の編集に関すること。
- (3) その他。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、広報広聴課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。